

Progress ~ 進歩 ~

一期一会

令和4年11月号 (広告)
2022年11月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第186号
発行担当者: 宮田 裕子

今月のテーマ: 年末調整

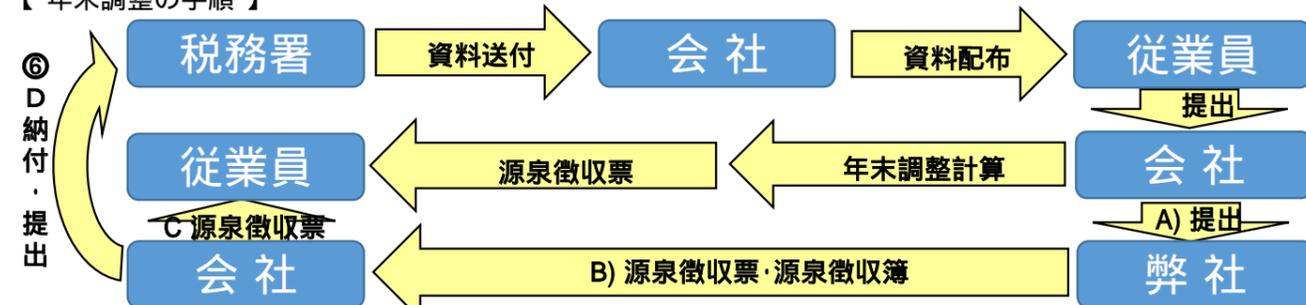
今年も残すところあと2ヶ月となりました。年末に向け何かとあわただしくなる季節です。給与支払事務所には毎年必要な業務「年末調整」の季節でもあります。今回のテーマは「年末調整」です。令和4年は大きな変更はありませんが、直前に慌てることのないよう事前準備をしておきましょう。今年は雇用保険料率や社会保険の加入要件の改正があり、給与にまつわる諸業務に不備がないか見直す機会にもなります。年に一度のことで昨年の年末調整を思い出すのに時間がかかる、という方もここで年末調整について再確認しておきましょう。

【年末調整の対象となる人・ならない人】

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
1年を通じて勤務している人 年の中途で就職し、年末まで勤務している人	主たる給与の収入総額が2,000万円を超える人 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等(異動)申告書を提出している人 年末調整を行う時までに扶養控除等(異動)申告書を提出していない人

年の中途で行う年末調整の対象者は除いています。詳細は年末調整のしかたをご覧ください。

【年末調整の手順】



税務署から年末調整関係書類の送付
従業員に書類配布

- ・令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ・令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ・令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書()

昨年の年末調整時に回収したものを再度配布し、令和4年中に異動がある場合は訂正してもらう

従業員から書類を回収(記載は従業員にお願いしましょう)

・ の書類4枚

- ・ 保険料控除証明書
- ・ 国民年金保険料証明書
- ・ 小規模企業共済等の証明書
- ・ 住宅借入金等特別控除申告書・年末残高証明書
- ・ 前職の源泉徴収票(令和4年に中途入社の方)

該当する方のみ

年末調整計算

手順に従って年末調整を行います

従業員に源泉徴収票を渡す

年末調整で計算した過納額の還付、不足額の徴収を行う
税務署への納付又は納付額「0円」の納付書の提出を行う

年末調整を自社で行う場合

A)弊社に書類を提出

- ・ 上記 に記載の書類(記載は従業員にお願いしましょう)
- ・ 給与台帳

B)年末調整資料一式ご返却

- ・ 源泉徴収票
- ・ 源泉徴収簿
- ・ 年調通知書

年末調整を弊社にご依頼いただいた場合

C)従業員に源泉徴収票を渡す

過納額の還付、不足額の徴収を行う

D)税務署への納付

【年末調整チェックリスト】

- 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成19年1月1日以前生)の扶養親族ですか
- 16歳未満の扶養親族は扶養控除等(異動)申告書の下段にある「住民税に関する事項」の欄にご記入下さい。
- 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。
- 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月1日~平成16年1月1日生)ですか
- 老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和28年1月1日以前生)ですか
- 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合、給与所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか
- 寡婦又はひとり親に該当する場合は、扶養控除等(異動)申告書の該当箇所にチェックを付けていますか
- 寡婦とは、a) b) いずれかに該当する人を行います
 - a) (1)~(4)いずれにも該当する人
 - (1)夫と離婚した後婚姻していない
 - (2)扶養親族を有する
 - (3)合計所得金額が500万円以下
 - (4)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
 - b) (1)~(3)いずれにも該当する人
 - (1)夫と死別した後婚姻していない
 - (2)合計所得金額が500万円以下
 - (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
- ひとり親とは、(1)~(3)いずれにも該当する人
 - (1)給与所得者本人が現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない
 - (2)生計を一にする子を有する
 - 子の合計所得金額が48万円以下
 - 子が他の人の扶養親族とされていない
 - (3)合計所得金額が500万円以下
 - (4)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

控除対象者又は配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか

保険料控除の各種保険料は給与所得者本人が支払ったものですか

生命保険料、地震保険料を支払ったことがわかる証明書類がありますか

国民年金又は国民年金基金について、支払ったことがわかる証明書類がありますか

住宅借入金等特別控除を受ける場合、「住宅借入金等特別控除申告書」及び「年末残高証明書」を添付していますか

年の中途で入社した人からマイナンバーの提出はありましたか

令和4年中に扶養親族に増加があった場合、マイナンバーの提出はありましたか

年末調整について不明点、疑問点がございましたら弊社までお問い合わせください

雇用保険料率に変更になりました

令和4年10月1日~令和5年3月31日

事業の種類	負担者		
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業 (変更前)	5/1,000 (3/1,000)	8.5/1,000 (6.5/1,000)	13.5/1,000 (9.5/1,000)
農林水産・ 清酒製造の事業 (変更前)	6/1,000 (4/1,000)	9.5/1,000 (7.5/1,000)	15.5/1,000 (11.5/1,000)
建設の事業 (変更前)	6/1,000 (4/1,000)	10.5/1,000 (8.5/1,000)	16.5/1,000 (12.5/1,000)

最低賃金が改正されました

岡山県最低賃金
862円 (時間額)
↓
892円 (時間額)
令和4年10月1日から適用



お知らせ

12月1日(木)社内清掃の為、事務所をお休みさせていただきます。ご迷惑をお掛けいたしますがよろしくお願ひいたします。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は11月10日(木)です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

開催日	対象者	申込期限
11月10日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月4日(金)
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)
1月19日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月13日(金)

< 11月のカレンダー >

10	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	木	*10月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	火	*所得税予定納税減額申請期限
15	火	*9月決算法人の確定申告・納付期限
15	火	*3月決算法人の中間申告・納付期限
15	火	*個人事業税・所得税 第2期の納付期限
30	水	(岡山県の場合)
30	水	*消費税(4期)の納付期限
30	水	(年税額400万円超の6・12月決算法人)
30	水	*消費税毎月納付(9月分)



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています